

高等教育の修学支援新制度(授業料等減免)のしおり

令和6年11月25日作成
久留米大学御井学舎庶務課会計係

このしおりは、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、授業料および入学金(以下「授業料等」という。)減免に関する手続きについてまとめたものです。希望者は熟読のうえ、所定の手続きを行うようお願いいたします。

目次

I. 「高等教育の修学支援新制度」について	 2 ページ
II. 支援の対象者・減免額	 2 ページ
III. 申請手続きの手順	 3 ページ
IV. 適格認定について	 5 ページ
V. そのほかの事由による授業料減免について	 6 ページ
VI. 多子世帯への授業料等無償化について	 6 ページ
VII. その他	 7 ページ



I. 「高等教育の修学支援新制度」について

「高等教育の修学支援新制度」とは、授業料・入学金の免除または減額（＝授業料等減免）と返還を要しない給付型奨学金から成る、意欲ある子どもたちの進学を支援するための制度です。日本学生支援機構の給付奨学生に採用された学部生は、給付型奨学金の支援区分に応じて授業料等が減免されます。

ただし、希望者は必ず日本学生支援機構が行う「給付型奨学金」に申し込む必要があり、給付型奨学金に採用された場合に限り、減免の支援を受けることが可能になります。また、減免を受けている間も、給付奨学生として、必要な手続きはすべて行っていただくことになります。

II. 支援の対象者・減免額

(1) 支援の対象者

日本学生支援機構の給付奨学生として認定されている学部生（留学生を除く）

(2) 減免額

給付型奨学金の支援区分に基づき、次のとおり授業料等の減免を行います。学部学科・入学年度によって額が異なりますのでご注意ください。なお、支援区分が「対象外」となった場合は、給付型奨学金・授業料減免はいずれも停止になります。

以下、基本（前・後期ともに同区分での支援となった場合）の減免金額を掲載しておりますので、ご参照ください。

【文・法・経済・商学部 全学科共通】

	(2021～2023 年度入学)		(2024 年度以降入学)		
支援区分	前期	後期	前期	後期	入学金
第Ⅰ区分 (全額免除)	335,000 円	335,000 円	350,000 円	350,000 円	200,000 円
第Ⅱ区分 (2/3 免除)	223,400 円	223,300 円	233,400 円	233,300 円	133,400 円
第Ⅲ区分 (1/3 免除)	111,700 円	111,700 円	116,700 円	116,700 円	66,700 円
第Ⅳ区分 (1/4 免除)	83,800 円	83,700 円	87,500 円	87,500 円	50,000 円

【人間健康学部 総合子ども学科】

	(2021～2023 年度入学)		(2024 年度以降入学)		
支援区分	前期	後期	前期	後期	入学金
第Ⅰ区分 (全額免除)	345,000 円	345,000 円	350,000 円	350,000 円	200,000 円
第Ⅱ区分 (2/3 免除)	230,000 円	230,000 円	233,400 円	233,300 円	133,400 円
第Ⅲ区分 (1/3 免除)	115,000 円	115,000 円	116,700 円	116,700 円	66,700 円
第Ⅳ区分 (1/4 免除)	86,300 円	86,200 円	87,500 円	87,500 円	50,000 円

【人間健康学部 スポーツ医科学科】

	(2021～2023 年度入学)		(2024 年度以降入学)		
支援区分	前期	後期	前期	後期	入学金
第Ⅰ区分 (全額免除)	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円	200,000 円
第Ⅱ区分 (3/2 免除)	233,400 円	233,300 円	233,400 円	233,300 円	133,400 円
第Ⅲ区分 (1/3 免除)	116,700 円	116,700 円	116,700 円	116,700 円	66,700 円
第Ⅳ区分 (1/4 免除)	87,500 円	87,500 円	87,500 円	87,500 円	50,000 円

Ⅲ. 申請手続きの手順

※確実に手続きを行っていただくために、手順の左側に□チェックボックスをつけておりますので、確認欄としてご活用ください。

※確実に手続きを行っていただくために、手順の左側に□チェックボックスをつけておりますので、確認欄としてご活用ください。

チェック	手続きの時期	手順
☐	4月	①奨学金説明会に参加する 授業料の減免を希望する方は全員、奨学金説明会への参加が必須です。説明会は「予約採用者向け」と「在学採用者向け」の2種類があります。ご自身の該当する方に参加してください。

		【予約採用】 ： ご入学前に奨学金の予約をし、採用候補者となっている方 1. 入学前 日本学生支援機構から届く「採用候補者のしおり」を熟読する 2. 入学後 「採用候補者決定通知」を持って、予約採用者説明会に参加 3. 「進学届」を提出(インターネット入力)★
□	申込受付期間中	★予約採用者の方は「進学届」提出時にスカラネット上で、授業料等減免の申請手続きを行います。 「授業料等減免」の申請希望については、「希望します」を選択してください。 ◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ① こちらを 選択！  ② - 奨学金申込情報 1. 給付奨学金の新規申込みを希望しますか。 ☒ 希望します ☐ 希望しません 高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」の申請を希望しますか。 ⑦ ☒ 希望します ☐ 希望しません ※給付奨学金の対象者は、進学先の大学等において別途手続きをすることで授業料や入学金の減免を受けられます。 参考：支給月額一覧
□	給付奨学生採用決定後	②-1 奨学金採用者説明会に参加する 奨学生証のお渡しと、今後、給付奨学金の受給を続けるための大切なご連絡をします。 ②-2 減免認定結果通知書を受け取る 大学より減免認定結果通知書を送付します。初年度および年度途中から新規で採用となった場合は、既に納付されたⅠ期学納金の返還時期についても記載しており、返還先口座をご回答いただく必要がございますので、必ず中身をご確認ください。

□	10 月	③在籍報告を行う 「D-在籍状況の確認」の、「あなたは高等教育の修学支援制度における「授業料減免」を希望しますか。」について、「希望します」を選択してください。 なお、<u>在籍報告は 4 月と 10 月にそれぞれ手続きが必要になりますので、必ず行ってください。</u>
□	10 月	④授業料減免の支援区分を確認後にハガキにてⅡ期学納金のご案内を送付します。ここでもし、授業料減免の支援区分に変更があった場合は、減免認定結果通知書を同封しますので、併せてご確認ください。 <u>※ 9 月にⅡ期学納金通知ハガキは郵送しません。</u>

Ⅳ. 適格認定について

給付奨学金については、夏季に家計状況、年度末に学業成績により、受給基準を満たすか否かが判定されます(これを適格認定といいます)。この結果に従い、授業料の減免額が前期・後期それぞれ決定します。

著しく成績不良であれば年度初めに遡って認定を取り消され、受給された給付奨学金の返還を求められるとともに、授業料減免においても減免された授業料を徴収します。対象者としての自覚をもって学業に励んでください。

(判断基準) ※令和 7 年度からの要件

廃止	次のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められないとき ・ 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合＝留年 ・ 累積修得単位数が標準単位数の 6 割以下の場合 ・ 出席率が 6 割以下など、学修意欲が著しく低いと判断される場合 ・ 2 回連続で「警告」に該当した場合(停止事由に該当する場合を除く)
停止	・ 2 回連続して「警告」となった場合のうち、2 回目の「警告」の理由が「GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること」の場合
警告	次のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められないとき ・ 累積修得単位数が標準単位数の 7 割以下の場合 ・ 当該年度の GPA が学部・学科・学年の下位 4 分の 1 の場合 ・ 出席率 8 割以下など、学修意欲が低いと判断される場合
継続	・ 廃止や警告に該当しない場合

※ 「停止」「廃止」「廃止(要返還)」と判定された場合、給付奨学金および授業料減免の対象外となります。

V. そのほかの事由による授業料減免について

(1) 家計急変による授業料免除について

この制度では予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認されれば、支援の対象となります。採用となった場合、給付型奨学金と授業料等減免が適用されます。

(2) 地方公共団体や民間団体等が実施する支援事業が「授業料減免との併用可」としている場合
当該制度による支援が在学中に受けられなくなるなどの状況の変化にも円滑に対応できるよう、給付型奨学金にも申し込んでいただきます。申請後、採用されたら日本学生支援機構の給付奨学金申請時に、給付奨学金の停止手続きを行ってください。給付奨学金の受給が停止されますが、給付奨学生としての身分は維持され、支援区分に応じた授業料減免が受けられるようになります。ただし、在籍報告等の給付奨学金に関する手続きは、行っていただく必要があります。

VI. 多子世帯への授業料等無償化について

令和7年度から、多子世帯の学生に対して、大学の授業料および入学金を、国が定める一定の額まで所得による制限なく支援することが予定されております。手続きについては、「Ⅲ. 申請手続きの手順」と同様の手順をとっていただきますので、ご確認ください。

(1) 多子世帯の要件

生計維持者の扶養する子供が3人以上いる世帯であること

(2) 支援額

学部	(2021～2023 年度入学)		(2024 年度以降入学)		
	前期	後期	前期	後期	入学金
文・法・経済・商学部 全学科共通	335,000 円	335,000 円	350,000 円	350,000 円	200,000 円
人間健康学部 総合子ども学科	345,000 円	345,000 円	350,000 円	350,000 円	200,000 円
人間健康学部 スポーツ医科学科	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円	200,000 円

現行制度と同様に、学業に
励むことは必須条件です！



Ⅶ. その他

文部科学省および独立行政法人日本学生支援機構のホームページにも、詳細な情報が掲載されておりますので、必要に応じてご確認ください。

- 久留米大学ホームページ「高等教育の修学支援新制度にかかる本学の取扱いについて(御井キャンパス)」

<https://www.kurume-u.ac.jp/student-affairs/news/humanities/674e8ed986da3b5bbdcca289/>

- 文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/

- 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ「給付奨学金(返済不要)」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

★さいごに・・・

制度の内容が更新されると、それに倣ってこのしおりも更新されます。1度だけ目を通すのではなく、その都度、確認することを心がけてください。

しおりを読んでも分からないことがあれば、下記へお問い合わせください。

奨学金に関すること: 学生課 TEL: 0942-44-2712

授業料減免に関すること: 庶務課 TEL: 0942-44-2066

